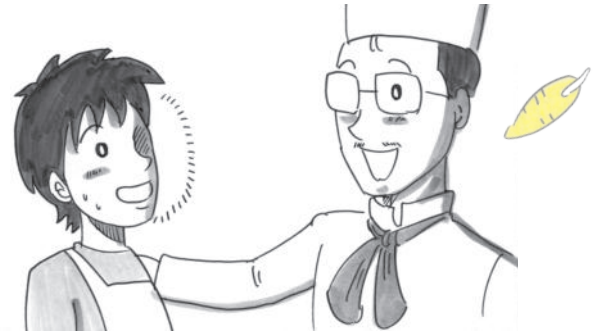




平成30年版 再犯防止推進白書

法務省



平成30年版
再犯防止推進白書

法務省

本書は再生紙を使用しております。

再犯防止推進白書の刊行に当たって



法務大臣

山下貴司

国民の誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会は、政府が取り組む「一億総活躍の国創り」の前提であり、女性や若者が活躍する社会の基盤や地方創生の「礎」ともなるものです。そのためにも、「世界一安全な国、日本」を実現することが不可欠ですが、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合は、近年増加傾向にあり、繰り返しの犯罪を防ぐ再犯防止対策は、政府を挙げて取り組むべき重要課題となっています。


そのため、政府は、2003年（平成15年）に犯罪対策閣僚会議を開催して以降、再犯防止に向けて様々な取組を実施してきました。特に、2012年（平成24年）に決定された「再犯防止に向けた総合対策」においては、我が国の刑事政策で初めて再犯防止対策の具体的な数値目標を設定し、この数値目標の達成に向けて、その後、継続的に、刑務所出所者等の「仕事」と「居場所」の確保や、薬物依存者、犯罪をした高齢者・障害者等への支援といった取組に力を入れてきました。

2016年（平成28年）12月、再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、再犯防止に向けた施策をより一層推進するため国を挙げて取り組むこととなりました。そして、この法律に基づき、2017年（平成29年）12月、政府は、初めてとなる「再犯防止推進計画」を閣議決定し、官民一体となって計画に盛り込まれた具体的な取組を推進しているところ です。

政府としては、2年後の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させるとともに、更にその先を見据えて、「世界一安全な国、日本」を創り上げていかなければなりません。そのためには、刑事司法関係機関を中心とした従来の再犯防止の取組に加え、地方公共団体や民間協力者との連携を強化し、効果的な再犯防止対策を一層進めていくことが重要です。

この再犯防止推進白書は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、再犯防止の取組に関する国会への年次報告として今回初めて作成したものです。これまでの我が国における再犯防止対策の経緯を取りまとめるとともに、再犯防止推進計画に掲げられた7つの重点課題と115の具体的施策に沿って、政府が講じた取組について記述しています。また、読者の皆様に再犯防止の取組を身近に感じていただけるよう、再犯防止に取り組む民間協力者の方々の様子を伝える「コラム」を掲載しています。

本白書が、国民の皆様の再犯防止への御理解を深めていただく一助となり、本白書を契機に、皆様お一人お一人が、それぞれのお立場において、再犯防止の推進のための具体的な行動を起こしてくださることを期待しております。

○表紙及び各ページ下部の 

“幸福（しあわせ）の黄色い羽根” というシンボルマークです。

犯罪のない幸福で明るい社会を願うとの意味が込められています。

更生保護のシンボルマークであるひまわりの黄色と、刑期を終え出所した男性をあたたかく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福（しあわせ）の黄色いハンカチ」（1977年（昭和52年）、山田洋次監督）から着想を得て、“社会を明るくする運動”への賛同を示す身近な協力のしるしとして、2008年（平成20年）に生まれました。

目次

第1章 我が国における再犯防止対策

第1節	政府の再犯防止対策	2
第2節	再犯防止推進法の制定	8
①	制定の経緯	8
②	推進法の概要	8
第3節	再犯防止推進計画の策定	13
①	策定の経緯	13
②	推進計画の概要	14

第2章 就労・住居の確保等のための取組（推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係）

第1節	就労の確保等	18
①	職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得	18
(1)	職業適性等の把握	18
(2)	就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援	18
(3)	矯正施設における職業訓練等の充実	21
(4)	資格制限等の見直し	22
②	就職に向けた相談・支援等の充実	22
(1)	刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実	22
(2)	非行少年に対する就労支援	26
③	新たな協力雇用主の開拓・確保	26
(1)	企業等に対する働き掛けの強化	26
(2)	各種事業者団体に対する広報・啓発	28
(3)	多様な業種の協力雇用主の確保	28
④	協力雇用主の活動に対する支援の充実	29
(1)	協力雇用主等に対する情報提供	29
(2)	協力雇用主の不安・負担の軽減	29
(3)	住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援	31
(4)	協力雇用主に関する情報の適切な共有	31
⑤	犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等	31
(1)	国による雇用等	31
(2)	協力雇用主の受注の機会の増大	31
(3)	補助金の活用	32
(4)	協力雇用主に対する栄典	32
⑥	就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実	32
(1)	就労した者の離職の防止	32
(2)	雇用した協力雇用主に対する継続的支援	33
(3)	離職した者の再就職支援	33

⑦ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保	33
(1) 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実	33
(2) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用	34
(3) ソーシャルビジネスとの連携	36



就労支援事業者機構の取組	37
--------------	----

第2節 住居の確保等 38

① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実	38
(1) 帰住先確保に向けた迅速な調整	38
(2) 受刑者等の親族等に対する支援	38
② 更生保護施設等の一時的な居場所の充実	39
(1) 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実	39
(2) 更生保護施設における処遇の基準等の見直し	39
(3) 自立準備ホームの確保と活用	39
③ 地域社会における定住先の確保	40
(1) 住居の確保を困難にしている要因の調査等	40
(2) 住居の提供者に対する継続的支援の実施	40
(3) 公営住宅への入居における特別な配慮	40
(4) 賃貸住宅の供給の促進	41
(5) 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実	41



女性の更生保護施設における「生きづらさ」への支援	42
--------------------------	----

第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（推進法第17条、第21条関係）

第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等 44

① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実	44
(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化	44
(2) 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導	44
(3) 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等	45
(4) 更生保護施設における支援の充実	45
(5) 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施	46
② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化	46
(1) 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け	46
(2) 社会福祉施設等の協力の促進	48
(3) 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化	48
③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施	48
(1) 刑事司法関係機関の体制整備	48
(2) 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討	49

第2節 薬物依存を有する者への支援等 …… 51

1	刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等 ……	51
(1)	再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施 ……	51
(2)	矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備 ……	55
(3)	更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実 ……	55
(4)	薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討 ……	56
2	治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実 ……	56
(1)	薬物依存症治療の専門医療機関の拡大 ……	56
(2)	薬物依存症に関する相談支援窓口の充実 ……	57
(3)	自助グループを含めた民間団体の活動の促進 ……	57
(4)	薬物依存症者の親族等の知識等の向上 ……	57
(5)	薬物依存症対策関係機関の連携強化 ……	57
(6)	薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討 ……	59
3	薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成 ……	60
(1)	薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成 ……	60
(2)	薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成 ……	60
(3)	薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成 ……	60
(4)	薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成 ……	60

第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組 (推進法第11条、第13条関係)

第1節 学校等と連携した修学支援の実施等 …… 64

1	児童生徒の非行の未然防止等 ……	64
(1)	学校における適切な指導等の実施 ……	64
(2)	地域における非行の未然防止等のための支援 ……	66
(3)	警察における非行少年に対する支援 ……	69
2	非行等による学校教育の中断の防止等 ……	70
(1)	学校等と保護観察所が連携した支援等 ……	70
(2)	矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実 ……	70
(3)	矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導體制の充実 ……	71
3	学校や地域社会において再び学ぶための支援 ……	71
(1)	矯正施設からの進学・復学の支援 ……	71
(2)	高等学校中退者等に対する地域社会における支援 ……	72

第5章

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組（推進法第11条、第13条、第21条関係）

第1節 特性に応じた効果的な指導の実施等 76

- ① 適切なアセスメントの実施 76
 - (1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化 76
 - (2) 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用 79
- ② 性犯罪者・性非行少年に対する指導等 80
 - (1) 性犯罪者等に対する専門的処遇 80
 - (2) 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止 82
- ③ ストーカー加害者に対する指導等 82
 - (1) 被害者への接触防止のための措置 82
 - (2) ストーカー加害者に対するカウンセリング等 82
 - (3) ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究 83
- ④ 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等 83
 - (1) 暴力団からの離脱に向けた指導等 83
 - (2) 暴力団員の社会復帰対策の推進 85
- ⑤ 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等 85
 - (1) 刑事司法関係機関における指導体制の充実 85
 - (2) 関係機関と連携したきめ細かな支援等 85
 - (3) 少年鑑別所における観護処遇の充実 86
 - (4) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進 86
 - (5) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実 87
 - (6) 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等 88

Column
6

少年院出院からのセカンドチャンス 88

- ⑥ 女性の抱える問題に応じた指導等 89
- ⑦ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等 90
- ⑧ その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実 91
 - (1) 各種指導プログラムの充実 91
 - (2) 社会貢献活動等の充実 96
 - (3) 関係機関や地域の社会資源の一層の活用 97
- ⑨ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等 97
- ⑩ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究 99

Column
7

女子受刑者特有の問題の解決に取り組む地域の専門家の力 100

第6章

民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組 (推進法第5条、第22条、第23条、第24条関係)

第1節 民間協力者の活動の促進等 102

- ① 民間ボランティアの確保 102
 - (1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実 102
 - (2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供 102
 - (3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等 102
- ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実 103
 - (1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実 103
 - (2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実 103
 - (3) 更生保護サポートセンターの設置の推進 104
- ③ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等 104
 - (1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化 104
 - (2) 更生保護事業の在り方の見直し 105
- ④ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進 105
 - (1) 再犯防止活動への民間資金の活用を検討 105
 - (2) 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究 105
- ⑤ 民間協力者との連携の強化 105
 - (1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築 105
 - (2) 犯罪をした者等に関する情報提供 106
 - (3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有 106

Column
8

再犯防止を支える民間協力者の方々 108

第2節 広報・啓発活動の推進等 113

- ① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進 113
 - (1) 啓発事業等の実施 113
 - (2) 法教育の充実 114
- ② 民間協力者に対する表彰 116

Column
9

笑いの力で再犯防止 116

第7章

地方公共団体との連携強化等のための取組 (推進法第5条、第8条、第24条関係)

第1節 地方公共団体との連携強化等 120

- ① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援 120
 - (1) 再犯防止担当部署の明確化 120
 - (2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援 120
 - (3) 地域のネットワークにおける取組の支援 121
 - (4) 資金調達手段の検討の促進 121

② 地方再犯防止推進計画の策定等の促進	121
③ 地方公共団体との連携の強化	121
(1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供	121
(2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有	121
(3) 国・地方協働による施策の推進	122
(4) 国の施策に対する理解・協力の促進	122



美祿社会復帰促進センターにおける再犯防止・地方創生連携協力事業 123

第8章

関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組 (推進法第18条、第19条関係)

第1節 関係機関の人的・物的体制の整備等 126

① 関係機関における人的体制の整備	126
② 関係機関の職員等に対する研修の充実等	126
③ 矯正施設的环境整備	126

第9章

再犯の防止等に関する施策の指標

第1節 再犯の防止等に関する施策の成果指標 128

① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	128
② 新受刑者中の再入者数及び再入者率	129
③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率	129
④ 主な罪名(覚せい剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強姦・強制わいせつ)、 傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別2年以内再入率	131

第2節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標 132

① 就労・住居の確保等関係	132
(1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合	132
(2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている 刑務所出所者等数	132
(3) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合	132
(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合	133
(5) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数	133
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係	133
(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数	133
(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数 及びその割合	133
③ 学校等と連携した修学支援の実施等関係	134
(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、 出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率	134

(2) 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者 又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合	134
(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率	134
4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係	135
(1) 保護司数及び保護司充足率	135
(2) “社会を明るくする運動” 行事参加人数	135
5 地方公共団体との連携強化等関係	135
(1) 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合	135

特集 就労支援

1 犯罪をした者等の就労に関する現状	138
2 矯正施設における取組	139
3 社会内における取組	141
4 読者の皆様へ～御協力をお願い～	146

再犯防止等施策に関する基礎資料

1 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）	150
2 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）	154
3 再犯防止推進計画等検討会関係資料	182
(1) 再犯防止推進計画等検討会設置要綱（平成29年2月2日法務大臣決定）	182
(2) 再犯防止推進計画等検討会構成員	183
4 再犯防止等施策関係予算（平成29年度、平成30年度）	184
5 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧	191
6 再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）	193
7 宣言：犯罪に戻らない・戻さない（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）	204
8 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策（平成28年7月12日犯罪対策閣僚会議決定）	210
9 成人による刑事事件の流れ	214
10 非行少年に関する手続の流れ	216

本白書は、関係府省庁において、主に平成30年7月までに講じた再犯防止等施策について記述している。